

家事支援サービスの利用促進に向けた制度設計に関する提言

2026年6月

一般社団法人シェアリングエコノミー協会

政府の成長戦略の分野横断的課題の一つである「家事等の負担軽減」のうち、家事支援サービスについては、現在、内閣官房・こども家庭庁・厚生労働省・経済産業省の4省庁連携で、2026年夏を目途に、家事支援者の関連する公的資格の在り方や税制措置を含む支援策の検討が進められています。

家事支援サービスは、共働き世帯のボトルネックとなっている家事負担の軽減により、就業継続と少子化対策に貢献することが期待される一方、価格の高さや心理的抵抗感といった利用のハードルが課題となっています。また、**家事支援サービス業界では深刻な人手不足が大きな課題となっており、需要と供給のバランスにおいて圧倒的に供給不足の状況が続いています。**

そのため、サービスの品質・信頼性の向上、利用拡大に向けた政府の支援策が、真にこうした課題の克服につながるものとなることを期待しております。

つきましては、税制措置に係る具体的な制度設計の方向性に関し、家事支援サービスの担い手確保と利用拡大の両立を図る観点から、以下のとおり提言いたします。

(1) 国家資格保有者によるサービス利用に加え、一定の要件を満たす認定事業者によるサービス利用も対象とすること

家事支援サービスの品質確保や利用者保護の観点から、税制措置の対象について一定の要件を設けるにあたっては、国家資格保有者によるサービス利用に加え、研修体制、本人確認、保険加入等の観点から一定の基準を満たした認定事業者（プラットフォーム等）を通じて提供されるサービスについても対象として頂くことを強く要望します。

(理由)

現状、日本の家事支援市場は深刻な人手不足に陥っており、家事支援の担い手を確保できるかどうか今後の市場の成長の鍵を握っています。そうした状況で、税制措置の対象を国家資格保有者によるサービスに限定した場合、むしろ**担い手を減少させる結果を招く危険性**が高いと考えられます。

すなわち、**家事支援者には、フルタイムで働く方もいれば、すきま時間を利用して副業的に働く方（ライトワーカー）も相当数いる中で、後者にとって資格取得は必ずしも容易ではありません。既に仕事に就いている人だけでなく、これから仕事に就こうとする人にとっても同様です。**仮に資格取得者数が思うように伸びず、一方で資格を持たない者が十分な収入機会を得られなくなってしまうと、家事支援の担い手は減少してしまいかねません。

一方で、家事支援サービスの品質確保や利用者保護が重要であることについては、業界としても十分認識しております。そのため、一定の基準を満たした認定事業者を通じたサービス提供について税制措置の対象とすることにより、サービス品質や安全性の確保と、多様な担い手の確保との両立を図ることが適切であると考えます。

すでに家事支援に対する税制措置を長年講じている他国でも、たとえばフランスやフィンランドの制度では、一般的な家事・生活支援については対象サービスが比較的広く認められており、スタッフ個人の国家資格保有を一律の税制要件とする仕組みにはなっていません。

フランス

- 事業者経由でサービスを利用する場合の要件：サービス提供事業者は「対人サービス（SAP: Services à la personne）」の declaration を行っていることが、税制上の優遇措置の対象となる前提です。
- 個人の資格：一般的な家事サービスについては、スタッフ個人の国家資格保有が税額控除の一律要件とはされていません。

フィンランド

- 事業者に業務委託する場合の要件：サービスを企業・個人事業主から購入して控除を受ける場合、

その事業者がプリペイメント登録（Ennakkoperintärekisteri）に掲載されていることが必要です。

- 個人の資格：一般的な掃除や庭仕事等について、スタッフ個人の公的資格保有が控除の一律要件とはされていません。

（2）「所得控除」方式ではなく「税額控除」方式とすること

価格弾力性の高い家事支援サービスにおいては、直接的な減税効果が見えやすく、低・中所得層にとってもメリットが出る「税額控除」を制度の基本軸として検討することを要望します。

仮にスピード重視の暫定措置として「所得控除」からスタートせざるを得ない場合であっても、「並行して税額控除の導入を検討している」という政府方針を明確にアナウンスし、将来的な税額控除の導入に向けた検討を加速して頂くようお願いいたします。

（理由）

家事支援サービスは現状において価格が高く、利用を躊躇する層が一定数存在します。利用促進を図る上で、消費者がサービスを利用するタイミングで「直接的にいくら負担が軽減されるか」を実感できることが極めて重要です。しかし、所得控除方式では年末調整等を経るまで最終的な軽減額が分かりにくく、需要喚起の起爆剤としての効果が弱いという問題があります。

フランス：家事支援サービスの利用額の50%を対象とする「税額控除」方式

基本控除率は家事支援サービスの50%で、最大控除額は年間6,000ユーロ～10,000ユーロ（約100万円～165万円）に設定されています（世帯状況により変動）。

フィンランド：支払った作業費の35%を所得税から直接差し引く「税額控除」方式

家事・介護・IT支援などについては、企業に支払った作業費の35%が控除対象で、最大控除額は1人あたり年間1,600ユーロ（約29万円）です。夫婦合算では年間3,200ユーロまで控除を受けることが可能。

（3）CtoCプラットフォーム利用料を合算すること

税制措置の対象となる支出額を算定する際、実質的なサービス利用に不可欠な「プラットフォーム利用料」についても、控除対象額の対象として明確に含めるよう検討を要望します。

（理由）

現在の家事支援市場では、個人間（CtoC）でサービスをマッチングするプラットフォームの利用が主流の一つとなっています。この場合、利用者が支払う総額は「家事代行サービス料（支援者への対価）」と「プラットフォーム利用料（手数料）」の合算となります。これにより、CtoCマッチングサービスを利用する層も公平に制度の恩恵を受けることができます。

以上